

下呂商工会だより



令和8年4月吉日（卯月）

発行：下呂商工会
TEL：0576-25-5522
Eメール：gerosho@ccn.aitai.ne.jp
下呂市森 801-10

https://www.gifushoko.or.jp/gero/

※ 再編となった主な部署 ※

【総合政策部】



これまでの「まちづくり推進部」に、地域振興や産業振興などを担う課を統合・再編し、名称を「総合政策部」に変更。人口減少

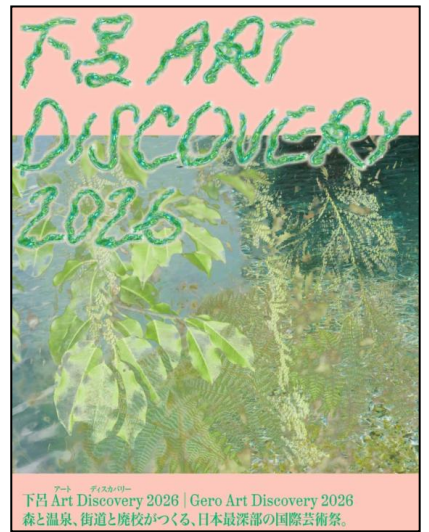
対策や関係人口の創出に係る施策および地域政策課題に対応する「地域創生課」を設置し、移住定住や多文化共生など、暮らしやすい地域づくりを支援。企画課を重要施策の企画調整や各種計画の推進を担う「総合政策課」と都市政策や総合交通政策を担う「まちづくり政策課」に分け、持続可能で活力あるまちづくりを推進。



また「産業振興課」で商工業振興や企業誘致、創業支援などに取り組むとともに、ふるさと寄附金の窓口となる「ふるさと応援室」を課内室として設置し、多様な産業の活性化を図る。

【観光文化スポーツ部】

市の主要産業である観光に、文化とスポーツを統合し「観光文化スポーツ部」として再編。部内には観光課のほか、「スポーツ公園課」と「文化振興課」を置き、分野を横断した施策により、交流人口の増加と地域経済の活性化を加速させ、まちの魅力を広く発信していく。また文化振興課内には「芸術祭推進室」を設



け、芸術祭開催に向けた体制を強化。

商品券の換金日について

令和7年10月から、商品券の換金日を毎月5のつく(5.15.25日)としていましたが、2月末に応援商品券の発行もあり商工業者様より換金日を増やして欲しいという要望がありました。理事会でも協議し、今後は換金日を指定せずに毎日換金することとします。なお小切手の全面的な電子化により、応援商品券の換金が終わる8月31日以降は、振込での対応とさせていただきますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。詳細は後日案内します。

	受け取り	換金	換金手段
8月31日まで	毎日	毎日	小切手にて
9月1日から	毎日	週に1回※	振込にて

※商品券の換金振り込みは、事務作業削減のため週に1回としますが、商品券の受け取りについては、毎日行いますので、9月以降もどの日でも商品券を持ってご来会いただけます。

簡易帳簿・出納帳・振替帳の値上げについて

このたび、仕入金額の上昇により、従来の価格を維持することが困難な状況となり、簡易帳簿・出納帳・振替帳の価格を4月1日より改定させていただくこととなりました。

会員の皆様の苦しい状況も十分理解しておりますが、ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

	3月まで	4月から
簡易帳簿	1,000円/1冊	1,500円/1冊
出納帳・振替帳	5円/枚	10円/枚

商工会会費の納入について

会費の納付回数につきまして、事務作業の軽減および振替手数料の削減のため、今年度より一括での納付とさせていただきます。皆様、ご協力をお願いいたします。会費の詳細や変更等について、不明な点は下呂商工会までお問い合わせ下さい。

TEL 25-5522

《商工会費振替のご案内》

6月25日（木）に、商工会全期分を振替ますのでよろしくお願いいたします。会費の金額は6月に個々の事業所当てにご案内します。

未来につなぐふるさとづくり 市役所の組織が変わりました！

下呂市では、複雑化する行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応するため、4月1日付けで組織の再編が行われました。今回の再編では第三次総合計画の理念を支える3つの視点、「SDGs」「GX」「DX」をまちづくりの柱として推進し、人口減少対策など市の重要課題に柔軟に対応できる組織を目指しています。



下呂商工会は、地域の活気を市内外に発信し、地元産業の魅力を再発見する場として、「第1回げろ商工農林祭」を開催いたします。

開催：令和8年11月8日（日）

時間：10時～15時

場所：下呂交流会館アクティブ



本イベントは「下呂のしごとを知り、地域の賑わいを創出する」を掲げ、次世代を担う小中高生への企業紹介や、多彩な体験型ブースを展開します。温アリーナをメイン会場とし、屋外駐車場も使いながら、重機展示やドローン体験、地元野菜の販売、地元の飲食店による飲食コーナーなど、商工会会員の総力を挙げた内容となります。

これに伴い、実行委員会では出展・出店者を募集いたします。物販・飲食だけでなく、自社の仕事内容を伝える企業紹介や体験ブースも大歓迎です。早期の状況把握のため、出店（展）者募集を開始しています。会員の皆様の積極的なご参加とご協力ををお願い申し上げます。締め切りは4月24日（金）です。

裏面につづきます。

下呂市中小企業持続化支援事業補助金

本補助金は、下呂市独自（下呂市版）の持続化補助金です。

【補助対象事業】

- ①業務効率化（生産性向上）を図る事業
- ②売上向上を図る事業
- ③販路開拓を図る事業
- ④事業承継を図る事業



【補助対象経費】

事業所等改装費、設備および備品購入費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、新商品開発費、事業用車両購入・改装費（車両については注意点があります。事前にご相談ください。）

【補助対象外経費】

- ①通常の事業活動のための経費（パソコンなどの汎用的な設備等）
- ②単なる取替え更新等の経費（経年劣化箇所の修繕等）
- ③過去に実施した事業を定期継続事業として実施する際の経費（定期的なチラシ等）
- ④市外事業所での事業活動に使用する経費
- ⑤他の補助制度により補助金等の交付を受けている経費

【対象者要件】

- ①市内商工会の会員であること
- ②市内に事業所を有し、現に市内で事業活動を行っていること
- ③市税（法人にあっては、代表者本人の市税を含む。）を完納していること

【補助金額】

対象事業の補助対象経費の2/3以内の金額（1,000円未満切り捨て）で、1事業者あたり同一年度 上限10万円
※予算上限に達し次第、受付終了

【交付申請期間】

令和8年4月1日～5月31日
交付申請期間終了後、予算上限に達していない場合は、その後随時、交付申請を受け付けます。

【申請上の注意】

令和7年度に当該補助金を申請済みの事業者は、令和8年度では申請できません。申請については、商工会を通じて書類等を提出してください。

令和8年度 中小・小規模事業者 パワーアップ応援補助金

岐阜県では、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、令和8年度「中小・小規模事業者パワーアップ応援補助金」を実施します。



【補助対象者】 中小企業者が追加されました。

県内に主たる事務所を有する中小企業者および小規模事業者

【補助対象事業】

持続的な賃上げにもつなげる「稼ぐ力」の強化に向けた事業規模拡大や業態転換などに意欲的に取り組む事業

【補助率・補助上限額】

事業者区分	申請区分	補助上限額	補助率
小規模事業者	一般枠	1,500千円	1/2以内
	働いてもらい方改革枠	3,000千円	2/3以内 ※
中小企業者	働いてもらい方改革枠	5,000千円	1/2以内

※小規模事業者の働いてもらい方改革枠のうち、新たな働く環境づくり
に要する経費については、1,000千円を上限に補助率10/10を適用。

【働いてもらい方改革枠の要件】

- ・前提として「稼ぐ力」の強化に取り組むものであること。

- ・加えて、「新たな働く環境づくり」に取り組むこと。
- ・岐阜県商工会連合会のホームページで成果を公表すること。
☆令和7年度採択者の取り組み事例をまとめたサイト☆
<https://www.gifushoko.or.jp/business/caceeffort/>

【募集期間】

令和8年4月7日（火）～5月15日（金）17時

【交付決定】 ※審査の結果、不採択になる場合があります。
令和8年6月下旬～7月上旬（予定）

【申込方法】

支援担当者の伴走支援を受けて作成した補助金申請書に必要書類を添付し商工会へ提出してください。

※4月7日（火）12時から公募要領等の詳細を公開予定。
お問合せ等については、商工会へご相談ください。また、申請にあたっては十分な余裕をもってご相談ください。

小規模事業者持続化補助金

本補助金事業は、自ら策定した持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組や、その取組とあわせて行う業務効率化（生産性向上）の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。

【補助上限額】 50万円

※インボイス特例対象事業者、賃金引上げ特例対象事業者、両特例対象事業者に対する上乘せがあります。

【補助率】 2/3（賃金引上げ特例のうち赤字事業者は3/4）

【対象経費】 機械装置費等、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費（オンラインによるものも含む）、旅費、新商品開発費、借料、委託・外注費

【公募期間】

- ・申請受付開始：令和8年3月6日（金）
- ・申請受付締切：令和8年4月30日（木）17:00
※申請するには、商工会が発行する事業支援計画書（様式4）が必要となります。この支援計画書発行の受付締切は4月16日（木）となります。

【申請方法】

申請は、電子申請システムのみとなります。郵送での申請は受付されません。電子申請にあたっては、G Biz IDプライムのアカウント取得が必要です。（参考）<https://gbiz-id.go.jp/top/>

【補助事業実施期間】

交付決定日から事業実施期限（令和9年6月30日（水）まで）

【申請にあたっての主な注意点】

- ・審査があり、不採択になる場合があります。
- ・審査の結果次第では、申請している補助金申請額から減額または全額対象外となる場合もあります。
- ・事業者自らが検討しているような記載が見られない場合や、自らが検討していなかったことが発覚した場合、評価に関わらず不採択・交付決定取消となります。

個人事業主のみなさん、忘れないでください！ 所得税・消費税の口座振替

個人事業者の所得税・消費税の確定申告が終わりました。所得税・消費税において、口座振替納税の手続きをしている方は、振替日が以下になります。前日までに預金残高の確認をお願いします。

所得税振替納税日	令和8年4月23日（木）
消費税振替納税日	令和8年4月30日（木）

